

専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活している。また、秋田県を初めとする高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

しかし、グリーンピア事業に見られる公的年金流出問題や年金記録のずさんな管理が指摘された年金記録問題、厚生年金基金廃止問題等により、国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移している。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されている。

このような中で政府は、成長戦略である日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での基本ポートフォリオの見直しを初めとする改革を求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、国内株式投資比率を高めることによる株価上昇など日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになる。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため行わないこと。
- 3 年金積立金管理運用独立行政法人において、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
衆議院議長 様
参議院議長 山崎正昭様